

「適しおサポーター」事業実施要領

1 目的

福島県民の食塩摂取量は、厚生労働省で示している日本人の食事摂取基準（2020年版）の目標量と比べ、摂り過ぎている現状がある。よって、本市が目指す健康寿命の延伸、心筋梗塞・脳卒中の減少に向け、「適しお（適切な量の塩分でおいしく食べる＝減塩）」の取組みを推進する団体を「適しおサポーター」として認定し、地域や職場等の様々な担い手が連携・推進できるよう「ひとり一人の健康づくりを応援する食環境の整備」を行うことにより、本市食育推進計画で掲げる「食について自ら考え、実践する」の一助とするとともに、「健都ふくしま創造事業」の推進に資することを目的とする。

2 実施主体 福島市食育推進委員会・福島市

3 事務局

事務局は福島市保健所健康づくり推進課におく。

4 対象

福島市内で営業を行う飲食店、小売店、スーパーマーケット、事業所給食等の給食施設、その他事業の目的に賛同し、目的の達成のために適当であると認められる団体等であり、市で推進する「適しお」の取組みの実施、協力の可能な団体。

なお、以下の各要件に該当する場合は登録できない。

- （１）営利目的の活動や政治・宗教活動を目的とする団体
- （２）特定の国、団体、企業に対し、違法・不当な誹謗、中傷を行う団体
- （３）暴力団または暴力密接関係者

5 事業内容

「適しおサポーター」は、市の「適しお」等の健康づくりに関する事業に協力ができ、次に掲げる当該各号に定める要件を１つ以上満たした施設及び団体。

- （１） のぼり旗、ミニのぼり旗、ポスターの設置
- （２） スポッター等による「適しお」お助け商品（減塩商品）や減塩メニューの PR
- （３） マスメディアを通じた「適しお」の啓発（広報）
- （４） 市が作成した「適しおレシピ」の設置
- （５） しょうゆスプレー等減塩ツールの設置
- （６） 減塩調味料の使用又は設置
- （７） 適塩みそ汁・スープ（塩分0.8%以下）の提供
- （８） 「適しおレシピ」をメニューとして提供
- （９） 「適しおセットメニュー」の考案と提供（１食あたり塩分2.9g以下）
- （10） 「適しおレシピ」を取り入れたお弁当、お惣菜の製造・販売
- （11） その他「適しお」推進に関すること

6 登録の申請

登録を希望する団体等は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、福島市保健所健康づくり推進課へ提出する。

7 登録の認定

市は、申請書の内容に相違がないことを確認し、基準を満たしていると認めるときは、「適しおサポーター」と認定し、登録通知書（様式第2号）及び登録証、ステッカー等を申請者へ交付するものとする。

「適しおサポーター」事業は福島県が行う、「うつくしま健康応援店」事業との協働事業になるため、「適しおサポーター」に登録すると自動的に「うつくしま健康応援店」にも登録となる。

8 登録内容の変更

「適しおサポーター」は、申請内容等に変更が生じた場合、「適しおサポーター」登録変更（追加）申込書（様式第3号）を提出するものとする。

9 登録の取り消し

「適しおサポーター」は廃業、その他の理由により登録の取り消しを申し出るときは、「適しおサポーター」取消届（様式第4号）に登録証、その他を添えて提出するものとする。

なお、市は登録を受けている「適しおサポーター」が、著しく秩序に反する行為をした場合等登録を取り消すことができる。

「適しおサポーター」の登録を取り消した場合、自動的にうつくしま健康応援店の登録も取り消しとなる。

10 表示及び情報提供

「適しおサポーター」は、交付された登録証等を保管し、ステッカーは利用者が見やすい場所に掲示するとともに、福島市が提供する健康情報等を利用者に提供できるようにする。また、健康づくり推進課は「適しおサポーター」の名称、所在地、取組み内容等の情報を市ホームページ等に掲載し、市民に情報を提供する。

11 その他

その他事業に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

令和6年4月1日改正